

通達甲（総. 企. 統）第24号  
昭和46年12月23日  

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

警視庁統計資料収集規程の運用について

- [沿革] 昭和48年12月 通達甲（総. 能. 統）第17号  
50年12月 同第15号  
52年12月 同第12号  
53年1月 同第2号  
60年12月 同第9号  
平成4年2月 同第3号  
5年2月 同（副監. 総. 企. 組）第1号、3月同第8号、11月同第15号  
6年3月 同（総. 情. 統）第2号、11月同（副監. 地. 総. 企）第20号  
7年1月 同（副監. 総. 企. 組）第2号、3月同（副監. 生. 総. 企）第7号、  
11月同（総. 情. 統）第11号、同（副監. 総. 企. 組）第23号  
8年11月 同（総. 情. 統）第18号  
9年8月 同（副監. 生. 少1. 対）第14号  
11年3月 同（副監. 総. 企. 組）第3号、同第7号  
12年10月 同（総. 文. 統）第12号  
13年1月 同第1号、11月同（副監. 総. 情. 企1）第28号  
14年9月 同（副監. 総. 企. 組）第22号  
21年3月 同第5号  
28年3月 同第6号  
令和2年1月 同（総. 文. 史）第1号改正

このたび、犯罪統計細則（昭和40年警察庁訓令第11号）の全部改正に伴い、警視庁統計資料収集規程（昭和40年12月25日訓令甲第33号。以下「規程」という。）の一部が改正され、昭和47年1月1日から施行されることになったので、その運用は、次によることとしたから誤りのないようにされたい。

おつて、次の通達は廃止する。

- 1 警視庁統計資料収集規程の制定について（昭和40年12月25日通達甲（総. 企. 統）第22号）
- 2 警視庁統計資料収集規程の一部改正について（昭和41年12月20日通達甲（総. 企. 統）第38号）
- 3 警視庁統計資料収集規程の一部改正について（昭和42年2月15日通達甲（総. 企. 統）第1号）

## 記

### 第1 改正の要点

- 1 規程の別表に定められていた統計資料は、総務部長が定めることとされた。
- 2 従来、電子計算組織から集計できる統計資料は、総務部長が随時収集できることとされていたが、統計資料収集の適正を期するため、当該統計資料の事務を主管する所属長から作成、報告を求めることとされた。

### 第2 規程の運用要領

- 1 規程第3条に規定する統計資料は、別表のとおりとする。
- 2 所属長は、総務部長に報告する統計資料のうち、警視庁情報管理システムから集計できるものについては、様式が示された時点において、速やかに情報管理課長（開発企画係経由）に集計を依頼すること。
- 3 所属長は、主管事務に関して作成した統計資料のうち、別表に定めた以外の資料であつても、警視庁統計書等に登載する必要があると認めたときは、当該資料を総務部長（文書課史料編さん係）に送付すること。
- 4 収集した統計資料については、文書課長（史料編さん係）が整理保管すること。

### 別表

- |    |                            |
|----|----------------------------|
| 1  | 遺失物に関する統計資料                |
| 2  | 留置管理に関する統計資料               |
| 3  | 交通警察に関する統計資料               |
| 4  | 通信指令及び緊急配備に関する統計資料         |
| 5  | 刑法犯に関する統計資料                |
| 6  | 特別法犯に関する統計資料               |
| 7  | 相談に関する統計資料                 |
| 8  | 少年警察に関する統計資料               |
| 9  | 保護活動に関する統計資料               |
| 10 | 鑑識活動に関する統計資料               |
| 11 | その他の警察活動及び警視庁管内の実態に関する統計資料 |